

第 145 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 145 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 10 月 19 日（火）17：33～18：56

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 財務局の未利用国有地の管理等業務（財務省）
- 財務局の普通財産の管理処分等業務（財務省）
- 空港土木施設維持修繕工事（国土交通省）
- 航空灯火施設維持工事（国土交通省）
- 航空交通管制機器等保守業務（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員

（財務省）

理財局国有財産業務課 小池大臣官房専門調査官、山田課長補佐
関東財務局 管財第二部 審理第一課 江原課長

（国土交通省）

航空局

空港部技術企画課 干山課長、渡辺調査官

管制保安部 保安企画課 航空灯火・電気技術室 木村室長、島崎補佐

管制技術課 加藤課長、坂上管制技術調査官

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 145 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、財務省の未利用国有地の管理等業務、普通財産の管理処分等業務、国土交通省の空港土木施設維持修繕工事、航空灯火施設維持工事、航空交通管制機器等保守業務の実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、未利用国有地の管理等業務、普通財産の管理処分等業務の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。本日は、財務省理財局の其田課長さんは。

○小池大臣官房専門調査官 課長に急用ができましたので、私の方から説明させていただきたいと思います。

○小林副主査 では、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について、2 本まとめて御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○小池大臣官房専門調査官 財務省大臣官房専門調査官の小池と申します。ただいまお話ししましたように、前回同様、国有財産業務課長の其田が説明申し上げる予定でございましたけれども、急きょ欠席させていただくこととなりました。

ただいまお話がございました財務局の未利用国有地の管理等業務における民間競争入札実施要項（案）及び財務局の普通財産の管理処分等業務における民間競争入札実施要項（案）につきまして、前回の審議の後、御指摘等を踏まえた所要の修正を実施いたしまして、9 月 22 日から 10 月 6 日までの 2 週間で意見募集を実施いたしました。本日は、これらにつきまして、お手元の資料を基に説明いたします。

前回の審議における御指摘を踏まえた所要の修正点を赤字で表記した両業務に係る実施要項（案）をお手元の資料として配付しております。資料 A－2、資料 B－2 を基に御説明させていただきます。

前回の審議では、両業務に係るサービスの質の部分につきまして、できる限り定量的に計ることが目標設定には必要であり、努力目標でもよいので何十パーセントというものを使った方がよいという御指摘をいただきました。未利用国有地の管理等業務につきましては、実施要項案の 4 ページの下から 11 行目に、各業務の処理期間内の処理率の達成目標は 100%と記載いたしました。

また、この修正に関連しまして、サービスの質に関して民間事業者が改善計画書を国へ提出すること及び計画書の内容を速やかに実施しなければならない旨を 5 ページの下から 5 行目に記載いたしました。

普通財産の管理処分等業務につきましては、資料 B－2 になりますけれども、実施要項（案）の 5 ページの上から 3 行目以降に、旧里道等の売払い業務に係る契約通知文書送付までの処理期間内の処理率の達成目標は 92.5%以上と記載いたしました。

サービスの質に関しましては、6 ページの下から 14 行目に記載いたしました。

次に、未利用国有地の管理等業務に係る情報開示の経年の変動の要因等の注記につきまして、もう少しわかりやすく記載した方がよいという御指摘をいただきました。これにつきましては、A－2 の 38 ページの下から 13 行目以降に、各年度における対象業務の見直し点を記載するなど、対象業務の変動についてわかりやすくするため、情報開示の内容を詳細なものにしました。

また、未利用国有地の管理等業務に係る入札参加につきましては、市場化テスト導入に伴う競争性向上の観点から、現在想定している等級について業務履行確保に支障のない直近上位の等級を含めることにより、資格の範囲拡大を図るべきとの御指摘をいただきました。これにつきましては、同じ資料の 33 ページ以降の別紙 5 「入札参加資格」におきまして、財務局による入札公告における等級決定時の際に御指摘を踏まえた資格の拡大を行う予定としております。

以上が、主な修正点でございます。

続きまして、意見募集の結果及びそれらを踏まえた実施要項（案）の修正点について説明させていただきます。

お手元の資料 A-3、両業務における民間競争入札実施要項（案）に対する意見募集の結果という資料を御覧ください。今回の意見募集に対してお寄せいただいた意見は 6 件となっております。まず、財務局の未利用国有地の管理等業務における民間競争入札実施要項（案）に対する意見募集の結果及びそれを踏まえた実施要項（案）の修正点について説明させていただきます。

意見募集に対して 1 件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見の内容と、それに係る当局の考え方について、資料を基に説明いたします。

寄せられた御意見は、対象公共サービスの内容に関するものです。業務の委託に当たっては、民間の創意工夫を生かし、積極的に財産の改良を行って財産の価値を高め、高まった価値に応じて民間事業者の報酬も増えるような制度にすべきとの御意見です。これにつきましては、未利用国有地の管理等業務は、国が売却の対象としている財産に係る法的規制などの調査から売却までの草刈等の一連の業務を、包括的かつ広範囲で民間委託することにより業務の効率化を図ろうとするものです。また、財産の改良を行う場合には相当な期間を要することとなり、早期売却に支障を来すこととなるほか、新たな予算措置が必要となります。以上のことから、原案のとおりとしたいと考えております。

次に、財務局の普通財産の管理処分等業務における民間競争入札実施要項（案）に対する意見募集の結果及びそれらを踏まえた実施要項案の修正点について説明させていただきます。

今回の意見募集の実施に当たりましては、財務局等が各都道府県の宅地建物取引業協会に対して、文書により協会会員の方への意見募集の周知及び入札参加の誘を依頼しました。意見募集に対して 5 件の御意見が寄せられましたので、その内容とそれに係る当局の考え方について資料を基に説明いたします。

まず、1 つ目の御意見ですが、対象公共サービスの内容に関するもので、先ほどの未利用国有地の管理等業務と同一の御意見です。民間の創意工夫の発揮については、本業務においても同時売却、これは国有地の上に建っている建物を建物所有者が借地権譲渡の手続を経た上で第三者へ売却する場合に、これと併せて国有地を当該第三者へ売却することを言いますけれども、この同時売却及び交換の手法により可能としていることから、原案のとおりとしたいと考えております。

2 つ目の御意見ですが、資料 B-2 の 29 ページ、入札の単位となる対象地域に関する御意見です。対象地域及び対象財務局等一覧において「鹿児島県（名瀬出張所管内）」となっておりますが、出張所管内は現地までの移動に時間及びコストがかかり、また、すべての島を営業エリアとし

ている業者は存在しません。したがって、業者の多くが奄美市内で営業を行っており、受託財産も多いと思われる奄美大島のみをエリアとしていただきたいとの御意見です。

これにつきましては、全国の対象地域のうち名瀬出張所管内は現在も受託業者が不在となっており、その要因として業務量が少ないことによるほか、対象地域に離島が含まれていることが考えられることから、入札不調を回避するため御意見を踏まえ修正することとしたいと考えております。具体的な修正内容としては、29 ページの別紙 4 の対象地域及び対象財務局等一覧の対象地域（都道府県名等）欄に赤字で表記しておりますが、「鹿児島県（名瀬出張所管内）」を「鹿児島県（奄美大島（加計呂麻島、請島、与路島を除く））」に修正することとしております。奄美大島の表記については、現地において加計呂麻島、請島、与路島を奄美大島本島に含めた地域として指す場合があると聞いておりますので、御意見にあったように、3 島を除いた表記といたしました。

また、この修正に伴い、従来の実施状況に関する情報開示につきましては、43 ページ以降の計数を修正することとしております。

3 つ目の御意見ですが、特定の宅地建物取引業協会に対する委託の実施に関する御意見です。その内容は、1 社または少数グループでは現地への移動にも多くの時間と経費が発生し、管理処分等業務を行う際も迅速で適正な対応は困難であります。本会は、宅地建物取引業法で規定された団体であり、本会が窓口となれば物件の所在地に適した宅地建物取引業者に迅速に対応させることが可能となります。また、業者への監督の目も行き届き、国民サービスへの観点からも貢献できると考えます。つきましては、普通財産管理処分等業務を本会に委託して頂きたいとの御意見です。

これにつきましては、本業務は公共サービス改革基本方針別表において民間競争入札の対象として選定されたものであり、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることが求められていることから、入札手続を経ることなく特定の者に業務を委託することはできないため、原案のとおりとしたいと考えております。

4 つ目の御意見ですが、資料 B-2 の 14 ページ、契約に基づき民間事業者が講ずべき措置に関する御意見です。その内容は、⑦宣伝行為の禁止及び⑧自らの事業の同時実施の禁止が規定されているが、国有地の底地売却業務における民間事業者の契約相手方等その他の第三者との協議などの行為は必要不可欠である。よって、これらの行為は上記⑦及び⑧に該当しないと明文化していただきたいとの御意見です。

これにつきましては、貸付中の財産については現行の取扱いにおいても先ほど説明いたしました同時売却等を懲憑することができることとしており、御意見を踏まえて取扱い明確化を図るため修正することとしたいと考えております。具体的な修正内容としましては、14 ページの(6)契約に基づき民間事業者が講ずべき措置のうち赤字で表記しておりますが、⑦宣伝行為の禁止欄中、1)及び2)の文末に「ただし、当該管理処分等業務において国が懲憑する同時売却等に係る行為を行う場合はこの限りではない」という文言を追加することとしているほか、⑧自らの事業の同時実施の禁止欄中の文末に同一の記載を追加することとしております。

5 つ目の御意見ですが、実施要項案業務内容等に関する御意見です。意見欄に記載したように、(2)業務内容など記載内容全般につきまして御意見をいただいたほか、パソコンの利用に当たり必

要となるソフトウェアについては、データベースアクセス 2000 又は 2003 に付いては利用者が少ないと思いますとの御意見をいただきました。

このソフトウェアに関する御意見については、業務に必要なシステムを稼働させるために必要不可欠なものであることから、原案のとおりとしたいと考えております。また、その他の御意見については、事務の参考とさせていただきたいと考えております。

以上が、意見募集の結果及びそれらを踏まえた実施要項（案）の修正点です。お手元の資料、実施要項（案）はそれらの修正のほか、字句等所要の修正を行ったものを赤字で表記しております。

以上で、説明を終わります。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 前回の審議を踏まえまして修正された点については、当委員会の意見が取り入れられたものと理解しておりますので、修正点について異存はございません。

パブコメについても、意見を踏まえて修正した内容については、おおむね了解いたします。

○佐藤専門委員 これは確認なんですけれども、今回の業務で地下埋設物の調査業務と土壤汚染調査業務というのが発注業務の中に含まれていて、例えば、この業務で作成した資料に基づいて更地の国有地を売却する。ところが、現況が売却のときにつけた資料と違っていたというような場合には、この業務の受託業者に何がしかの責任は生じるのでしょうか。

○小池大臣官房専門調査官 調査した業者ということですか。

○佐藤専門委員 そうですね、国が調査方法とか調査場所とか全部指示して、その業務だけをやるということであれば、基本的には発注者からの指示に従って仕事をするだけということかと思うんですが、ある程度調査方法に受託者側での提案や裁量の余地があるとなると、実際の売却で買い主から国が売却のときにつけた資料と現況が違っていたということについて、程度問題としては国の土地の瑕疵担保責任というようなことを買い主が言ってきた場合に、第三者である買い主に対して今回の業務の受託者が直接に責任を負うということはないのだろうと思うんですけれども、国としてどういう条件で売却されるかということとの兼ね合いかなとも思うんですが、例えば、あくまでも現況を優先しますと、売却の図書としてつけた資料はあくまでも参考ですと。

○小池大臣官房専門調査官 民間で言う重要事項説明に代わるものとして物件調書というものを作成して、それに法的規制やライフラインの状況といったものを記載して入札案内書の中に入れているんですけれども、現状有姿で売りますというのが基本ですよ。

あと、地下埋設物などの調査業務については、まず、調査していただいた業者と実際に調査結果に基づいて地下埋設物を国の予算で除こうとしたときには、また別途工事の入札を国が発注するんですね。工事を取り除いた量よりも更に購入された方が除かれていないじゃないかということは可能性としてはあると思いますけれども、そのときの対応としてはケース・バイ・ケースになるんだと思いますけれども。

○江原課長 調査の方法なんですけれども、全面積を掘るということではできないわけです。あるポイントを掘るわけですから、ポイントとポイントの間から出た場合にはどうしようもない。だから、

調査をしたポイントはわかりますけれども、その空いているところはわからない。それから出た場合には調査の範囲外なんですね。ですから、そこは結果的に今申し上げたようにケース・バイ・ケースで対応していくのかなと。

○佐藤専門委員 わかりました。

○小林副主査 それでは、この未利用国有地の管理等業務、普通財産の管理処分等業務の実施要項（案）についての審議は、これまでにしたいと思います。

事務局から何か確認することはありますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会の審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、財務省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますように、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

（財務省退室 国土交通省入室）

○小林副主査 それでは、続きまして、空港土木施設維持修繕工事の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省航空局空港部技術企画課の干山課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項案の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は10分程度でお願いいたします。

○干山課長 前回9月21日に御審議いただきました実施要項に基づきまして、パブリックコメントを9月29日から10月12日までの2週間実施いたしました。まずは、パブリックコメント期間中にとった広報の施策、そのパブコメでいただいた意見の内容、それへの対応方針、それを実施要項にどのように反映したかという形で御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡辺調査官 それでは、4空港についてのパブコメの結果についてお知らせしたいと思います。

募集結果については空港別に分けておりまして、同様の意見がございますけれども、その分については省略して説明させていただきます。

まず最初に、函館空港でございますけれども、実施要項（案）「1.1.5 維持工事実施体制」に係る御意見として、配置する技術者は年度ごとに変更可能としてほしいという意見でございます。

これは要望として他の空港にもございましたが、管理技術者等の途中交代につきましては、入札契約手続の公平性の確保を踏まえて慎重に行いたいと考えております。ただし、やむを得ない事情により交代を認めることについては協議いたしますという考えでございます。このことにつきましては、実施要項（案）について修正をしたいと考えております。

後ほど実施要項（案）の修正点については、まとめて御説明させていただきます。

2 番目でございますけれども、「1.2.4 請負費の支払い方法」についての御意見でございます。現在でも工事契約後に前払い金あるいは中間前払い金という支払い方法をとっております。これについても3年契約になっても各年度できますかという確認でございます。

これにつきましては、実施要項（案）に契約年度ごとにそれぞれ前払い金、中間の支払いができると記載しておりますので、これは現状どおりということでございます。

3 番目は請負費の支払いでございます。除雪で雪が多い、少ないことによって支払いの変更が発生いたします。これに対して3年まとめて変更することのないよう年度ごとに変更をお願いしたいという意見でございます。それと、発注の内容についても3年間コンスタントな業務内容にしてほしいということと、最終年度には契約当初の金額を下回らないでほしいという3つの要望でございます。

これにつきましては、単年度ごとにこれまでどおり年度末に契約変更いたしますということにしております。それから、コンスタントな発注につきましては、3年間繰り返すものでございますので、コンスタントな発注で考えております。それから、最終年度の契約変更が減らないようにという要望につきましては、工事の出来高といいますか、支払いに関することですので、これは増減が生じるということになります。

以上、これにつきましても現状の実施要項（案）どおりにしたいと考えております。

4 番目、3.9.1 の一級土木施工管理技士についての御意見でございます。一級、二級の区別をなくしてお願いしたいという要望でございます。

これにつきましては、単年度契約で契約金額が3倍になったから限度額を超えて二級から一級にするというようなことは考えておりません。今回の市場化テストの趣旨を踏まえまして、請負金額の3分の1を前提とした金額で考えておりますので、3年契約になったからといって3倍の限度額ということでは考えておりません。これにつきましては、実施要項（案）で具体的に記載したいと考えております。

5 番目は、3.9.2 の参加要件につきましても御意見でございます。会社のみ参加要件を付して配置予定技術者には付さないでほしいということでございます。実施要項（案）では会社の要件と配置する技術者についての要件を示しておりますが、仮に配置技術者に要件を示すならば、予定技術者は3か月以上の同種工事に従事していれば資格要件を可としてほしいという補足がついた要望でございます。

これにつきましては、私ども航空の安全あるいは定時性を確保する点から、技術者については専門的技術を有するという点で、これは不可欠と考えております。なお、3か月以上の経験につきましては、実施要項（案）の9ページにも付しておりますけれども、3か月以上の経験があれば可

と考えております。

6番でございますけれども、参加条件の条件設定を緩和して見直してほしいという御意見でございます。

これについても、先ほどと同じように航空の安全あるいは定時性の観点から最低条件であると考えております。ただし、今回、地域的緩和あるいは上述の実績等は緩和しております。

7番目、3.15.1、全体要件としての御意見でございます。J V入札参加グループの構成員の参加要件から空港施設等での施工実績を除いたことについて、参加される方が増えるのではないかと期待しますという御意見でございます。

これについては、私ども従来からJ Vの参加構成員については条件を付しておりませんでしたが今回、実施要項（案）の作成に当たっては、ここを明確に記述したことによってこういう意見が出たと思っております。

8番でございますが、添付している別紙3についての御意見でございます。複数年契約になったことによって受注した業者がアドバンテージを得ることになって、受注の継続や固定化にならないように留意してほしいということでございます。それから、3年契約となったことで過去の工事成績あるいは表彰について現在2年としておりますので、そこについて問題ないのかというような御意見でございます。

これにつきましては、3年後の調達時には見直しを検討してまいりたいと思っております。

新潟空港に対する御意見でございます。これは先ほどの函館空港とかなりダブっております。1については先ほどの説明とダブリます。

2につきまして、3.8.1の要件ということで、入札説明資料に配置予定技術者の要件は企業の実績として求める数量よりも緩和できる文言にしてほしいという要望でございます。

これまで施工実績、規模を明示していたこともございます。今回の市場化テストにおいては数量等については条件としないと定めておりますので、これについては要望どおり進めたいと考えております。

3についても函館の4番と同じでございます。

4番目については函館の7番と同じでございます。

5番目、別紙3の補足事項についての御意見です。同種工事の文言に「舗装工」を加えて「すべての工種を含むいずれか」に直して競争参加要件にしていだきたいということでございます。

類似工事については、新規民間企業が参加しやすいように類似工事を設けておりますので、これについては市場化テストの趣旨に沿った形ではないかと思っております。

次に、松山空港でございます。1番は函館の1番と同じ要望でございます。

2番でございますけれども、維持工事において確保すべき水準についての御意見です。水準という書き方を実施要項（案）にしておりますが、業務内容を限定的な表現にしてほしいという御意見でございます。

これについては、実施要項（案）に添付しております空港土木工事共通仕様書に具体的な作業内容を書いておりますので、それを見ていただければわかるのではないかと考えております。

3 番についても、先ほどの説明と同じです。

4 番は地域条件でございます。現在、松山空港については四国においての本店・支店を認めているところでございますが、これを愛媛県のみというように、もう少し狭めてもいいんじゃないかというような御意見でございます。

これにつきましては、市場化テストの趣旨に沿って拡大する方向で考えております。

5 番、6 番も函館の 4 番、7 番と同じ御意見でございます。

次に、宮崎空港の 1 番、2 番は、函館と同様の御意見でございます。

3 番につきましては、3.8.1 の要件に対する御意見で、3 年間の維持工事の必要な要件を示しておりますが、この要件で大丈夫なんだろうかという御心配の御意見でございます。

これにつきましては、できるだけ航空機の安全や定時性が確保される範囲内で緩和してお示したということです、現状どおりで進めたいと考えております。

4 番につきましては、函館の 4 番と同じ御意見でございます。

5 番につきましても、函館の 7 番と同様でございます。

6 番につきましては、企業の施工実績等の取扱い等でございますが、これに対する意見として、評価点の減点で処分期間、業者の事故によって処分が起きたという事例に際して、それを過去 2 年間で減点の対象にするのは厳しいのではないかという御意見でございます。

これにつきましては、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

7 番でございますが、特に実施要項（案）には記載しておりませんが、御意見としましては、大型草刈機等の機械を持っていることを参入条件にしたかどうかという御意見でございますが、私もとしましては機材を入札後に調達できれば可能と考えておりますので、現状どおりで進めさせていただきたいと思っております。

実施要項（案）の修正した事項について御説明させていただきます。

3 ページの中程の(2)②の「なお」から追加しております。「なお、途中交代せざるを得ない状況が発生した場合には、国土交通省東京航空局と協議するもの」ということでございます。

④については丸々追記しております。

4 ページの(10)資料の閲覧でございます。前回の御意見を踏まえまして、空港管理規則等が閲覧できるということを実施要項に記載することについてでございます。

10 ページの 3.13.1 は誤字の訂正をしております。「更生」という字、3.13.2 と合わせて修正させていただきました。

以上、実施要項（案）の追加と修正について御説明いたしました。

○干山課長 冒頭に御説明すべきことでしたがパブコメの期間中にとった広報等の施策についてですが、国交省のホームページに掲載するとともに、東京航空局、大阪航空局 2 つの管内で F A X 等によりパブリックコメントの実施状況を連絡しております。

これは結果的にでございますが、国交省のホームページを見た新聞が掲載してくれたというような状況でございます。

F A X を送ったところは東京航空局管内で 75 社、大阪航空局管内で 59 社です。その結果出てき

た意見が 11 社から、件数としては今御説明いたしました 30 件という状況でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 それでは、パブコメの函館空港の 1 番は、技術者は年度ごとに変更可としてほしいという意見ですね。それから、松山空港の 1 番は工期 3 年間とした場合には、3 年間専任になるのであれば、工期途中の変更を可能としていただきたい、現場代理人についても同じであると。要するに、函館の場合の 1 番要望は、3 年間のうち年度ごとに、例えばローテーションで変えるということも可してもらいたいというような要望で、松山の場合は基本 3 年ということであれば、やむを得ず代えることは了としてほしいみたいな意味なんですけれども、修正としては基本的には 3 年間は同じ人がやってほしいと。しかし、やむを得ず途中交代する場合はその都度協議という意味と理解してよろしいわけですね。

○干山課長 そうでございます。我々の規定の書き方も原則としては代えないでほしいと言うことです。ただ、事情がある場合は相談に乘りますが、配置技術者も総合評価の評価項目になっていますので、同等あるいはそれ以上の方を配置してもらわないといけません。そのような観点で、チェックをさせていただきます。

○逢見副主査 考え方のところで「管理技術者の途中交代は入札契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とすることとしております」というのが、最初読んだときによくわからなかったんですが、要するに評価項目に入っているのです。

○干山課長 それが公平性ということになります。

○逢見副主査 もうちょっとわかるような表現の方がいいんじゃないかなと。最初読んでも何かよくわからなかったんです。この公平性の確保というのがどういうことなのか。ちょっと言葉を補った方がいいんじゃないかと思います。

○干山課長 我々が今、運用している規定の書き方がこうなっています。

○逢見副主査 我々は初めて見たものですから。意味するところはわかりますので、これでいいんじゃないかと思います。

私からは以上です。

○小林副主査 よろしいですか。

○佐藤専門委員 はい。

○小林副主査 ありがとうございます。パブリックコメントの意見を反映していただきまして、検討していただいたということだと思います。

それでは、空港土木施設維持修繕工事の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 ございませぬ。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監

理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林副主査 それでは、今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局が各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきます。また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項等がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

国土交通省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

（国土交通省空港土木施設担当者退室 航空灯火担当者入室）

○小林副主査 それでは、続きまして、航空灯火施設維持工事の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省航空局管制保安部保安企画課航空灯火・電気技術室、木村室長においでいただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は 10 分程度をお願いいたします。

○木村室長 よろしくお願いいたします。

まず、前回 9 月 21 日行われました本会議の御議論・御指摘を受けて、修正した部分の御説明をしたいと思います。東京国際空港航空灯火施設維持工事における民間競争入札実施要項（案）を例に御説明いたします。

まず、要項（案）の 6 ページ 1.1.5 の(2)の②、ここに「現場ごと」という文言が入っていたんですが、1 契約につき 1 名でよろしいので「現場ごと」という文言を削除いたしました。

9 ページの 1.1.6 の(11)資料の閲覧でございますが、これも空港管理規則等を閲覧することができるということを明示いたしました。

12 ページの 1.2.4 の(3)につきましては、なお書きを追加いたしまして、V E 提案に対するインセンティブについて明らかにいたしました。

15 ページの 3.11.1、3.11.2 につきましては誤字がありましたので、「更生」の文字を修正いたしております。

19 ページに関連いたします別添 1 の従来の実施に要した経費の主な増減理由を追記させていただきました。

パブリックコメントでございますけれども、9 月 29 日から 10 月 12 日の間 2 週間にわたってパブリックコメントを行いまして、この間、国土交通省及び地方航空局のホームページにパブコメのリンクあるいはおよそ 150 社に対しまして F A X によりましてパブコメをやっていることのお知らせをしたところでございます。その結果、2 社から意見・質問がございまして、件数的には 16 件ございました。内容につきましては、補佐から説明させていただきます。

○島崎補佐 福岡空港の維持工事に対しまして 13 件、新千歳空港の維持工事に対しまして 3 件の意見が寄せられておりまして、質問に近いような意見が結構多かったです。

その中におきまして、福岡の 1 点目といたしましては、入札説明書は契約書類の一部という解釈でいいかという質問です。これに対して、契約書類の一部ではなくて、契約書類をつくるための説明資料でしかありませんと答えています

それから、その際において入札参加資格確認申請書の提出を規定されているが、そこに記載した事項と受注後における実施事項とに差異があった場合には、契約不履行になるかとの質問です。これは当然ながら要項（案）の 8.5.12 の中に、偽りその他不正な行為で落札者になった時は、契約を解除しますよと書いていますので、そういうふうに答えています。

2 点目ですけれども、先ほど土木の方でもありましたように、やはり 3 年間の間、主任技術者なり監理技術者を配置するのはなかなか厳しいということで、途中で変更しても良いのでしょうかという御意見がございまして、それに対しては、先ほど土木の方でもありましたように、要項（案）に途中代わられるような条項を織り込みたいと考えております。

3 点目でございますけれども、維持工事の安全体制ということで、安全管理者と後で出てくる安全衛生との違いはという質問です。安全管理というのは現場の話でして、安全衛生につきましては全体的な、労務管理的な安全管理者ですので、別の整理だということで答えています。

4 点目につきましては、定期点検の際の作業者の資格を実務経験の証明は、職歴または履歴書で確認してよいのでしょうかという質問です。虚偽でなければ当然ながら履歴に本人が了したものをいただいておりますので、それで問題ないでしょうと答えています。

5 点目、工事説明会の開催は必要でしょうかと、その際に、毎年実施するのでしょうかとの質問です。3 年契約なものですから、我々としては 1 年目に説明していただければ結構かということと考えておりまして、それを記入しております。

6 番目は創意工夫の発揮ということと、入札参加資格申請書に創意工夫が無記載であれば加算点がないようですが、記載したものの実際にやってみてできなかった場合はどのようになりますかという質問です。これは当然ながらできることを書いていただくのが筋なので、契約解除することがありますと答えております。

7 番目でございますけれども、請負費の支払い方法についての記述ですが、請負額の応札額に関する事項が記載されていないという御指摘があるのですが、それは要項案 1.2.4 に記載していますように、各毎年度末に支払うということで、応札額については当然ながら 3 か年契約であるので、3 か年の金額で契約することになっていますということで答えたいと考えております。

8 番目につきましては、実施期間に関する事項ということで、これは実施期間と言いながら、単価変更を毎年度ごとに行うのかという書きぶりで、これを想定されている方は従来、単年度契約であれば労務単価等が変動するので、そのたびごとに変更するのでしょうかという問ですが、これは当然ながら 3 か年契約であることから、毎年度の単価変更は考えておりませんと答えたいと考えております。

9 番目につきましては、入札参加グループで参加する場合の構成員が、実施要項 3.8 と 3.9 とい

うのは施工実績、技術者の専任配置ということですが、この項目を要求していないようですが、なくて問題ないでしょうかという質問です。我々としても応札者を広げるためにも、こういう部分を広げたいと考えておりますので、代表者には求めますが、構成員には求めないこととしていると答えています。

10 番目でございますが、対象公共サービスに関する従来の実施に関する情報の開示ということで、別紙 1 で請負金額等の金額及び請負費、人数まで開示する必要があるのでしょうかという質問がございました。この場でもいろいろと御議論いただきましたように、どれくらいの規模であるかということを知らせるためには、我々としてはこういう情報を公表しているものですということで答えております。

続きまして、11 番ですが、大阪航空局による調査への協力ということで、証明書を提示すれば誰でも検査できるような表現ではないかという質問と、検査職員、監督職員がいるんだから、こういうのは必要ないのではと言う意見がございましたけれども、それにつきましては、あくまでも調査というのは別の観点で検査・監督とは異なったものですということで答えたいと考えております。

12 番目ですけれども、細かい話ですが、指示計器の点検航空灯火電気施設保守作業を行う者は専門業者ではなくて、電気工事業者でもできるのではないかと言う意見です。でも、これにつきましては年 1 回の点検で、実は指示計器といってもメーターを見るだけではなくて、それに附随する保護継電器等との接続試験があるので、やはり専門業者でなければだめですということで答えたいと。

13 番は実施要項(案)になかったのですが、質問者の意図が量りかねるところがあったんですが、3 年契約を実施する意図は何でしょうかという質問話と、随意契約を考察されることはないでしょうかという質問みたいなことなんですけれども、この 4 空港については、現行の契約においても一般競争入札にしている、今回の市場化テストにおいては当然ながら応札者拡大のために複数年契約しているものであること。また、公共調達に関して競争性・透明性を確保することから随意契約は行っていないと答えています。以上が福岡でございます。

続きまして、新千歳空港の 1 点目は、監視室の駐在作業の業務で、資格の問題があるのではないですかという質問ですが、これに対しては、そこに駐在する人がすべて実作業までするのではなくて、駐在作業をするために専門的な知識が必要だと。そのレベルが要項)に述べている電気工事士ですということで答えたいと思っております。

2 番目は、先ほども申しましたように、現場代理及び主任技術者の途中交代の質問です。先ほど申しましたものと同じでございます。

3 番目は、請負費への支払い方法について、請負金額の確定方法について 3 か年契約としていますが、3 か年の概算契約で行い、年度ごとに再設定するのか、精算行為をされるのか、先程の単価改定するのと同じような質問ですが、それは考えていなくて、当然 3 か年の契約をして出来高に応じた支払いをすることとしていますと答えています。

個別の中身としては以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

確認ですけれども、今のパブリックコメントは大阪と東京国際空港についてはなかったというこ

とでしょうか。わかりました。

では、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 パブリックコメントの修正箇所については、前の説明と同じ部分がございますので、これでよろしいかと思います。

あとは修正箇所がないところが多いので特段こちらから意見はないんですけれども、ただ、感想としては、まだよく市場化テストの趣旨が理解されていないコメントがあるなという感じがしましたね。これは一般競争入札に慣れ親しんでいるからということなんでしょうか。複数年契約への戸惑いというのが随分あるような感じがしましたけれども。

○島崎補佐 やはり突然出てきたので、戸惑いがあるのかなと思います。ただ、ある1人の人の御意見であり、いろいろな人がいますから。ただ、パブコメを出した方がそういう方だったということもあるのかなという感じがします。

○逢見副主査 ちなみに、どのぐらい問い合わせ等があったんでしょうか。資料請求とか。

○島崎補佐 インターネットでの意見のみでした。それ以外の問い合わせはありませんでした。

○小林副主査 よろしいですか。

○佐藤専門委員 はい。

○小林副主査 逢見副主査がおっしゃるとおり、随意契約で毎年やった方がいいんじゃないかという意見が出たのは、ちょっと驚きでした。もっと市場化の効果をきちんと発揮できればいいと思いました。

それでは、航空灯火施設維持工事の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局は何か確認すべきことはありますか。

○事務局 ございませぬ。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林副主査 それでは、今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただきます。委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局において整理していただいた上で、各委員に結果を送付していただくことにしたいと思います。

国土交通省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますように、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

（国土交通省航空灯火担当者退室 航空交通管制機器担当者入室）

○小林副主査 それでは、続きまして、航空交通管制機器等保守業務の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省航空局管制保安部管制技術課、加藤課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえました修正案等につきまして、御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○加藤課長 航空交通管制機器等保守業務関係でございます。パブリックコメントを先ほどの灯火あるいは土木施設と同様の期間におきまして求めたわけでございます。結果としまして、パブリックコメントがなかったというのが事実でございます。

当方といたしましては、なるべくパブリックコメント手続を民間企業に周知するという目的のために、本省あるいは東京・大阪にございます地方局、あるいは空港事務所など、本省・地方を含めまして航空局に出入りしている関連の事業者については、ホームページ上でのパブリックコメント掲載については口頭により情報提供いたしました、結果としてパブリックコメントが寄せられなかったということでございます。

パブリックコメントの結果による修正はございませんけれども、先日の小委員会の御指摘も含めて実施要項（案）を更に精査いたしまして、要項（案）の若干の修正をしましたので、その修正につきまして本日は御説明をさせていただきたいと思います。

その修正の中身でございますけれども、主には記載内容の誤植、記載漏れ、記載の重複の修正と、更に、内容を改めてこちらで精査いたしまして修正した方がいいんじゃないかということ判断いたしましたものにつきまして御説明したいと思います。

○坂上管制技術調査官 資料 5－2～資料 5－4 まで、成田、東京、鹿児島それぞれの保守委託ということで、代表いたしまして成田で御説明申し上げたいと思います。

まず、字句修正部分をお話し申し上げますと、1 ページの「1.1.3 用語の定義」の(8)に SMC というところがございまして、例えば、SMC はもともと「System Management Center」と記載しておりましたが、我が方の正式な名前が「System Operation Management Center」ということで、こういった追記をしております。

続いて、3 ページの「1.1.5 保守業務実施体制」の(ア)の 2 行目「専門能力を有する保守技術者 2 名により」と書いておりましたが、これは「2 名以上」と追記いたしました。

同じく(イ)の 2 行目「保守技術者 1 名を含む保守技術者 2 名」を「2 名以上」という表現に書き換えております。

それを受けまして誤記がございまして、下の表の部分でございます。最低配置員数というところで、NAV・COM 担当保守技術者 2 名、その下にレーダー・情報処理担当技術者、上には「2 名以上」と書いてあったんですけれども、ここで「1 名」となっておりましたので「2 名」に修正しております。

続きまして、我が方でいろいろ判断をした結果、大きく修正した部分を申し上げます。9 ページに「5.1.2 加算点項目審査」がございまして、具体的に文言で御説明するよりはと思ひまして、今日、

評価表をお配りしているところでございます。見え消しで修正してございますので、なぜ修正したかを含めまして御説明申し上げたいと思います。

まず、「Ⅱ．加算点項目」の業務の質についてですが、我が方の加算点項目としましては、業務の質についてと実施方法についての提案の2つに重点を置いておりました。従前はこの見え消しのとおり、定期保守業務、緊急保守業務という2つの区分を設けまして、配点としましては6点・6点で12点ずつ、全部で24点、50分の24でおおよそ50%ぐらいの割合を占めるようなウエートで設定してございました。ところが、航空管制機器の性能を維持するための保守ということだと、なかなか定期保守と緊急保守を個別にいろいろな提案を受けるというのは結構厳しい話なのかなというところがございまして、わかりやすく保守一般に変えて、定期と緊急の別をなくしたところでございます。それによりましてバランス感を失ってしまいますので、ウエートを3にいたしまして従来の24%、23%ぐらいの割合に戻しているというウエートシフトをいたしました。0～3でウエートを3倍、「0～6」を「0～9」という形に変えているのが業務の質と実施方法についてというところでございます。この部分によりまして、12点から9点へそれぞれ3点ずつ減点になっております。

保守実績につきましては、基本的には既に受注している業者が有利にならないようにということも含めて、ウエートをなくしております。0～2点で既にあった場合は2点ということで、4点を2点に修正したところでございます。

品質管理マネジメント、ISO9001ですが、これも余りにも一般的過ぎて、ウエートの必要がないのではないかとということで見直しを行いました。

その結果、トータルで50点ございました配点が40点へと減点になっております。ただし、申し上げましたとおり、ウエートの部分につきましてはさほど変更がないような形で変更しておりますので、この辺りはパブリックコメントでも意見がなかったところでもございますし、このような形で進めさせていただきたいというところでございます。

以上が、主な変更点でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問をお願いしたいと思います。

○逢見副主査 資料Eで、変更点が定期保守業務と緊急保守業務の区切りをなくしたというのは今の説明でわかったんですけども、体制に係る評価ウエートを変更したというのは、どこがどうなったということなんですか。

○坂上管制技術調査官 業務の質と実施方法につきましてウエートは変更しておりますが、真ん中の「0～3」というところが評定の点数でございました。その右の「×2」を見え消しで消してあります。これは今まで2倍あれば2倍というウエートで加点をするところではございましたが、2つを1つにすることによってバランス感を失ってしまいますので、定期保守と緊急保守を1つにいたしまして、これを「×3」に変更したということでございます。

○逢見副主査 「×3」にしたということですか、わかりました。

説明で、定期保守と緊急保守の区切りをなくした理由が、当初は異なる可能性を想定したけれど

も、双方保守は一体的に実施することが通常であると。今現在行われているのが一体保守だということだからですか。

○坂上管制技術調査官 基本的に定期保守をやりながら、おかしいところがあれば緊急保守に移行するというような通常の保守でございますので、そこで区分けをすることによって、概念的な部分で提案の要素を妨げてしまうことが考えられるのかというところで一体化したということでございます。

○小林副主査 緊急性の要件みたいなものはないんですか。つまり、一体のプロセスの中で行うということはわかるんですけども、緊急保守を行うときのスピードといいますか、タイムリーさというのは特段規定はないんですか。

○坂上管制技術調査官 迅速に対応してくださいということをお願いしているだけで、時間等の設定はございません。

障害の部位とか、ものによっては時間のかかるものもございますので、そういった規定を設けることによって履行ができない場合もございますので、とりあえずは正常に戻していただくということを条件にしているのが現状でございます。

○逢見副主査 やはり交通管制の機器というのは、乗客の安全に非常に大きくかかわるので、何かあったときには迅速に対応してもらわないと困るわけですね。その部分がこの変更によって、むしろよくなるというか、そういうことであれば、これで私はいいと思いますけれども。

○加藤課長 トータルで提案していただいた方が提案もしやすいと思いますし、共通部分があると思いますので、そういう意味では私どもとしては、分けるよりも一体の方がいいと判断いたしました。

○逢見副主査 私からは特にありません。

○佐藤専門委員 成田の実施要項(案)の91ページの次に参考ということで用語集がついていて、実施要項(案)を頭から読んでいくと、3ページ目の1.1.5の①の(ア)に、ARTS (Automated Radar Terminal System) という用語がいきなり出てきて、この用語集というのはあくまでも実施要項(案)にはつかないもので、要項(案)を読んでこのARTSというのは何だと言うような人は、そもそもこの業務に応募する資格のないというような書きぶりの資料になっているわけでしょうか。

○坂上管制技術調査官 基本的には航空のことを何も知らないでこの保守業務をしていただくわけにもいかないものですから、一定程度はご存じの方に集まっていただくということを想定しております。ですから、ここには参考としまして用語集をつづっておりますけれども、基本的にはこういった一連の装置がどのような使われ方をしているというのは、請負業者になろうとしている方は一定程度ご存じの方がいるという想定でございます。

○佐藤専門委員 わかりました。

○小林副主査 今回パブコメが1件もなかったというのは、どういうことが考えられるんでしょうか。

○加藤課長 これも想定でしか言えませんが、やはりこういう管制機器、いろいろな種類が

ございますが、一般的に見ますと結構特殊なものと考えられるのではないかと思います。専門的でありますけれども、かなり特殊で航空関係にしか使わないような機器でございますので、なかなか皆さんの関心、興味を引かないというのがどうしてもあるのかなという感じはいたします。

ただ、うちが声をかけたところ等は出していただきたかったですけれども、出してこれなかったのは残念と言えば残念ではございますが、一般論でいきますと、かなり汎用的なものではないという部分がかかわっているのではないかと想像いたします。

○小林副主査 競争性ということだと、少し限定的というか。

○加藤課長 その辺は私どもも頭の痛いところでございまして、特殊なものですので、どうしてもそんなに多くの方が一般にご存じでないような業務になってしまうんですね。私どもとしては競争性の参入のバリアを下げるということで下げてきていますけれども、やはり根本にはこういう機器としてはなかなか世間一般に使われていないものだというのがどうしてもあるものですから、そういう意味では、そこがやはり最後の引っかかる部分でございましてけれども。

○小林副主査 それでは、航空交通管制機器等保守業務の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から確認することはありますか。

○事務局 ございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林副主査 それでは、今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせしまして、適宜、意見交換をさせていただきたいと思っております。本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、委員の先生方におかれましては事務局にお寄せいただいて、事務局で整理していただいた上で、各委員に結果を送付していただきたいと思います。

国土交通省におかれましては、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますように、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。